

ペットの「死」を考える

小谷 みどり

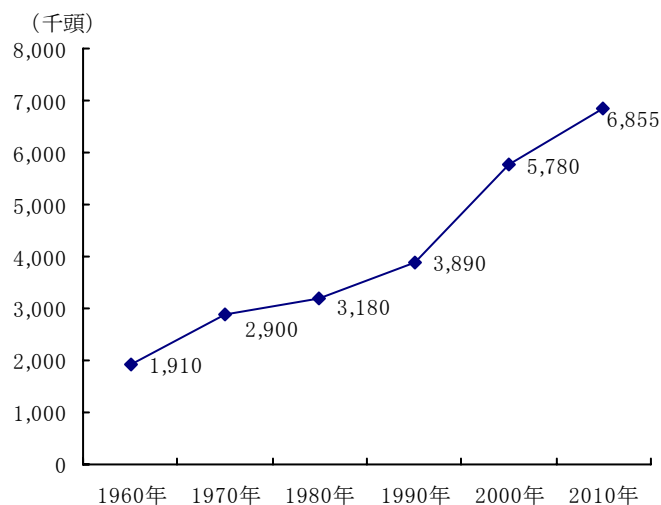
<日本人は犬が好き>

筆者が住む地域はマンションが立ち並ぶせいか、昼夜問わず、街の至るところで犬を連れた住民に遭遇する。内閣府「動物愛護に関する世論調査」（2010年）によれば、家庭で犬や猫などペットを「飼っている」と答えた人は34.3%にのぼる。飼育しているペットの種類では、「犬」が58.6%で最も多く、2位の「猫」（30.9%）を大きく上回った。

では、全国でどのくらいの犬が飼育されているのだろうか。1950年に制定された狂犬病予防法第四条には、「犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長）に犬の登録を申請しなければならない」とある。この法律に基づいて登録されている畜犬は2010年3月末で685万4,901頭おり、過去50年間で3倍以上に増加している（図表1）。

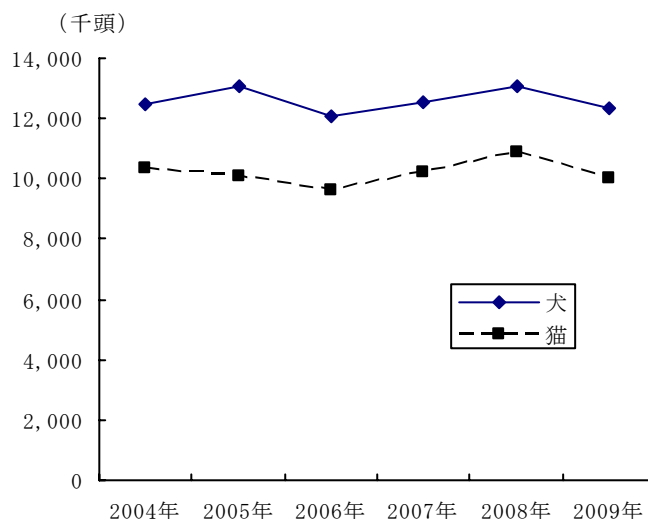
しかし市町村に登録していない家庭も多いため、実際の頭数はもっと多い。ペットフード協会の「犬猫飼育率全国調査」では、2009年で約1,232万頭の犬が飼育されていると推計されている（図表2）。

図表1 畜犬登録頭数



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」各年次

図表2 飼育頭数



資料：ペットフード協会「犬猫飼育率全国調査」各年次

<捨て犬殺処分の是非>

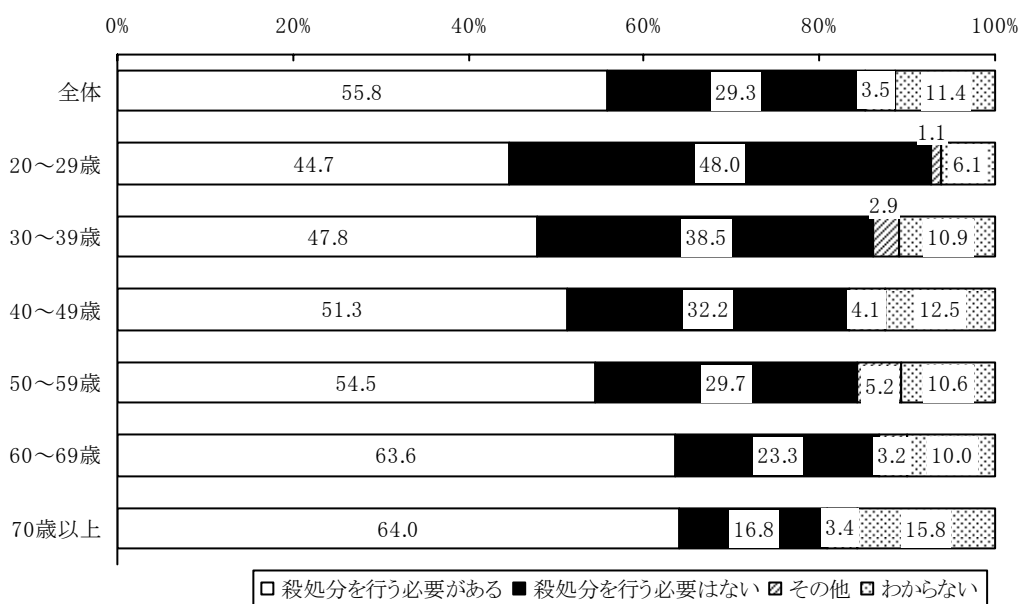
昨今のペットブームの影で問題となっているのが、飼い主から捨てられた犬や猫の存在だ。放浪犬、

迷い犬、野良犬などは、狂犬病予防法に基づく自治体条例によって捕獲される。引き取られた犬や猫の処分については、1975年決定の「犬猫の引取り等に関する措置要領」に定められており、①できるだけ新しい飼い主に譲渡すること、②動物実験用として払いさげること、③殺処分すること、とされている。

とはいえ、引き取られた犬猫のほとんどは引き取り手が見つからず、殺処分されている。殺処分される数は年々減少しているものの、NPO 地球生物会議 ALIVE の「平成20年全国動物行政アンケート調査報告書」によれば、2009年度には全国で犬8.4万頭、猫20.2万頭が殺処分されている。

内閣府の調査では、引き取り手のない犬や猫について「殺処分を行う必要がある」と答えた人は55.8%と過半数を占め、「殺処分を行う必要はない」と答えた人(29.3%)を大きく上回っており、全体では、殺処分やむなしと考える人が多い(図表3)。なかでも、殺処分に肯定的な人は高齢者に多く、60代以上では6割以上にのぼる。麻酔薬で意識喪失させる欧米と異なり、日本では炭酸ガスで窒息死させる自治体が多い。動物を飼う人が増えている反面、こうした殺処分に肯定的な人も多いという点は興味深い。

図表3 ペットの殺処分について



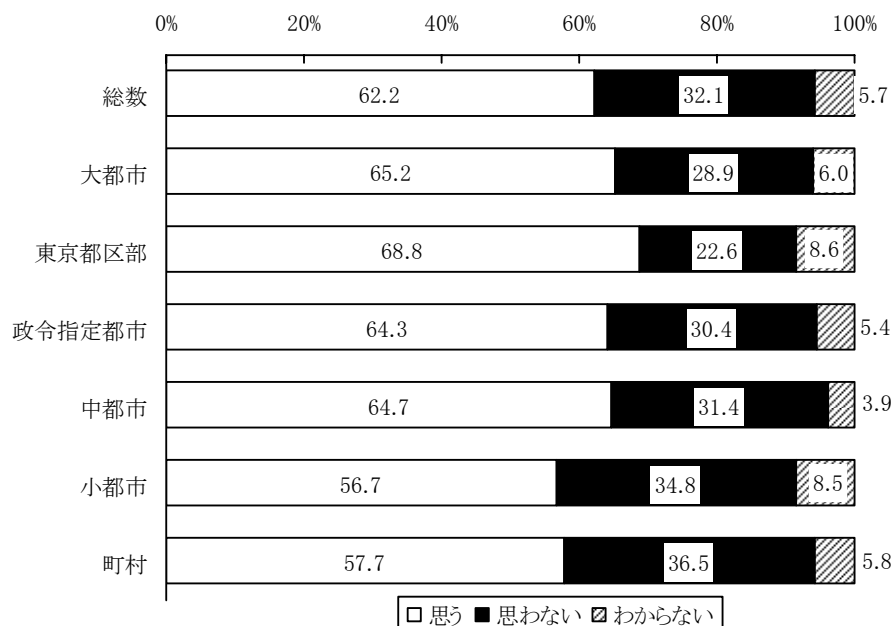
資料：内閣府「動物愛護に関する世論調査」
注：調査時期は2010年9月2日～9月12日。全国20歳以上の人3,000人に対し、調査員による個別面接聴取法でおこなった。

<数年以内に、寿命を迎える犬が急増する>

一方、飼っている犬や猫が死んでしまった場合、内閣府の調査では、死体の処理をペット葬祭業者に依頼しようと思うと答えた人は62.2%いた(図表4)。居住地域別で見ると、大都市ほど、ペット葬祭業者に依頼すると回答した人が多く、特に東京都区部ではその割合は7割近い。

ペットが死んだ場合は、役所や保健所に連絡すれば廉価で火葬してくれる場合が多いが(最近では、「廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」に基づき、飼い主の自己責任で業者に依頼させる自治体もある)、役所ではなく、葬祭業者に依頼したいと考えている人が多いようだ。

図表4 ペットの死体処分を葬祭業者に依頼するか



資料：図表3と同じ

注：回答は、ペットを飼っている人のみ

昨春、埼玉県内のペット葬祭業者が、山中に大量の動物の死体を放置していたことが発覚し、廃棄物処理法違反とペットの火葬代金をだまし取った詐欺容疑で逮捕された事件は記憶に新しい。廃棄物処理法では、動物の死体はゴミなどと同じく「一般廃棄物」に分類される。一般廃棄物の処理業者は、開業に当たって市町村長の許可が必要だが、動物の死体処理については、許可が必要なく、法的規制は存在しない。しかし、ペット霊園の乱立や焼却施設から発生する悪臭など、生活環境への悪影響が全国各地で社会問題となっているため、ペット火葬炉の設置条件について、条例で定める自治体が出てきている。

たとえば板橋区は、ペット火葬炉建設に関する許可制を23区内で初めて導入した（「東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例」）。具体的には、火葬炉の設置場所を住宅から半径50メートル以上離すことなどを義務化した。これを満たす住宅地が区内には存在しないため、実質上、建設が禁止された。2000年以降だけでも、千葉県市原市、和歌山県橋本市、埼玉県日高市、埼玉県八潮市、板橋区、新潟県柏崎市、千葉市など、複数の自治体が条例によって、火葬炉や霊園建設を首長による許可制にしたり、設置場所の基準を設けたりしている。

また、神戸市、札幌市、江戸川区、さいたま市など、指導要綱を設けて事業者の進出を制限している自治体もある。2012年の「動物の愛護及び管理に関する法律」改正に向け、環境省の中央環境審議会動物愛護部会でも、死体火葬・埋葬業者を含む動物取扱業の適正化について議論されている最中だ。

1990年代に人気があった大型犬や2000年以降になって急増したチワワなどの小型犬は、これから数年以内に寿命を迎えるという。ペットブームの背景で、捨てられるペットのゆくえ、そして飼い主がペットとどう死別し、弔うのか、環境整備が急がれる。